

論点に係る補足説明資料

目次

1. 有害物質使用特定施設における土壤汚染状況調査
2. 臨海部の工業専用地域の特例
3. 有効活用等を可能とする基準不適合土壤の要件について
4. 深掘り跡の埋戻し等について

＜第4回の小委員会での審議事項＞

（土壤汚染の調査・区域指定）

- ・ 有害物質使用特定施設における土壤汚染状況調査
- ・ 一定規模以上の土地の形質変更の際の土壤汚染状況調査
- ・ 健康被害が生ずるおそれに関する基準
- ・ 臨海部の工業専用地域の取扱い

（その他）

- ・ 指定調査機関の技術的能力等
- ・ 指定調査機関に係る手続
- ・ 測定方法

＜第5回の小委員会での審議事項＞

（指定区域における対策及び汚染土壤処理施設における処理）

- ・ 要措置区域における指示措置等の実施枠組み
- ・ 要措置区域等における土地の形質の変更の施行方法及び搬出時の認定調査等
- ・ 自然由来・埋立材由来基準不適合土壤の有効活用
- ・ 汚染土壤処理施設における処理

（その他）

- ・ 基金

1. 有害物質使用特定施設における土壤汚染状況調査

一時的免除中や施設操業中の事業場であっても形質変更や搬出の規制をすべきではないか。

＜指摘事項＞

- 法では、有害物質使用特定施設の廃止時に土壤汚染状況調査が義務付けられているが、操業中の施設の敷地における土地の形質の変更(3000㎡以上の形質変更の場合を除く。)や土壤の搬出には規制はない。また、有害物質使用特定施設が廃止された場合であっても当該敷地を継続的に、工場として使用し続ける場合等において土壤汚染状況調査が一時的に免除されている。これらの土地において基準不適合土壤が存在し、一時的免除中や施設操業中に当該土地の形質の変更や土壤搬出が行われる場合には、汚染の拡散が懸念されるとの指摘がある。
 - ・ 参議院環境委員会の附帯決議(平成21年4月16日)において「土壤汚染の現状にかんがみ、未然防止措置について早急に検討を進めるとともに、工場等の操業中の段階から計画的に土壤汚染対策に取り組むための措置を検討すること」とされている。
- 一時的免除中や施設操業中の事業場における形質変更や搬出については規制逃れとなりかねないため、形質変更に伴う汚染の拡散や汚染土壤の搬出に伴う人の健康被害のおそれの発生を防止できるよう、適切な規制が必要との指摘がある。
 - ・ 特に、一時的免除中の土地は、土壤汚染のおそれのある土地であることから、土壤を搬出する際には一時的免除を受けない場合と同様の土壤汚染状況調査の実施が必要との指摘がある。
- 他方、新たに一時的免除中や施設操業中の事業場に対する規制をかけることにより、事業者に対し大きな負担がかかるとの指摘がある。
 - ・ 一時的免除中や施設操業中の有害物質使用特定施設における調査は、土壤採取箇所の選定に時間を要し、土壤採取方法にも工夫が必要なため、施設廃止時の調査と比較して、調査費用が大きくなる。また、事業者は自主的取り組みとして土壤の搬出に際しては土壤分析、処理施設で処理しているため、更なる規制は不要との指摘がある。
 - ・ 特に、中小企業・小規模事業者の事業継続へ大きな負担になるため、規制強化となる部分については、事業者への影響や懸念について精査し、支援策も講じるべきとの指摘がある。

これまでの審議状況(第4回・第5回小委員会)

- 一時的免除中や操業中の事業場において、土地の用途の変更、土地の形質の変更、土壌の搬出などを行う場合、土地の形質の変更を行う範囲について、調査を行うこととすべきという方向性に対し、以下の意見が挙げられた。
 - 土壌の搬出を伴わない形質変更を行う場合については調査は必要なく、搬出する場合のみ規制を行えばよいのではないかと。
 - 形質変更を行うことにより、地下水汚染が発生することもあることに注意が必要である。
 - 形質変更の面積や帯水層の形質変更の有無といった形質変更の規模や内容を考慮して規制をすべきではないかと。
 - 一時的免除中の事業場について通常の管理行為等のみを調査対象外とするのではなく、操業中の事業場に対する規制案と同様に、土地の改変面積が一定規模以下のものを調査対象外にすればよいのではないかと。
 - 生産プロセスが異なり配管等で接続されていない土地は調査対象外(一時的免除も対象外)となりうるが、配管等の定義が曖昧であり、ほとんどすべての敷地が対象となるよう運用されている。そのため、操業中・一時的免除中の事業場の土地の形質変更等の規制を行うと、広い事業場の一部のみで有害物質を使用しているにも関わらず、有害物質を使用していない離れた一部の土地を形質変更しようとしても調査契機が発生してしまい、調査件数が増え、行政、民間とも多大な負担が生じるのではないかと。
 - 報告の様式を統一してもらえれば、自治体の負担は軽減され、過大なものにはならない。

<施行状況等①>一時的免除中及び施設操業中の土地における汚染拡散の懸念

- 有害物質使用特定施設廃止時の土壌汚染状況調査が実施されたもののうち、約5割の土地で土壌汚染が見つかり、また、自治体の条例による一時的免除中や操業中の特定有害物質取扱事業場における規制(土地の形質の変更や土壌の搬出時)に関する調査結果(要措置区域等以外の3,000 m²未満の土地の形質変更に限る)によると、3割から5割の割合で土壌汚染が確認されており、搬出された汚染土壌は約9万5千トン(自然由来を除く)であった。

<法第3条に基づく調査結果報告数と基準不適合件数>

年度	報告件数	基準不適合件数	割合
平成22～26年度	1,214件	590件	49%

平成26年度分(128件)の内訳は以下の通り
(基準不適合物質が不明な3件は除く)

法第3条調査結果	第一種のみ	第二種のみ	第一種及び第二種	合計
溶出量基準不適合 第二溶出量基準適合	8件 (6%)	54件 (43%)	2件 (2%)	125件 (100%)
第二溶出量基準不適合	11件 (9%)	36件 (29%)	14件 (11%)	

出典)平成26年度 土壌汚染対策法施行状況調査

<一時的免除中及び施設操業中の事業場における土地の形質の変更または土壌の搬出の報告状況>

回答	土地の形質の変更		土壌の搬出	
	回答数	割合	回答数	割合
土地の形質の変更の報告事例がある自治体	71	—	47	—
土地の形質の変更の報告件数(平成26年度)	434件	—	211件	—
土壌調査を実施した件数	375件	86%	211件	100%
土壌汚染が確認された件数	122件	33%	114件	54%

※条例等において形質変更又は土壌の搬出の仕組みを設けている自治体は22自治体。

※法第4条・第12条、自然由来基準不適合土壌を除く。

<一時的免除中及び施設操業中の事業場における土壌の搬出の量>

土壌の種類	土量(t)	土壌の搬出先
搬出された汚染土壌(H26年度)	94,521 t (24自治体、101件※)	汚染土壌処理施設(99.7%) 産廃処理施設(0.3%)

※汚染土量を回答した自治体における汚染確認件数の合計

※法第4条・第12条、自然由来基準不適合土壌を除く

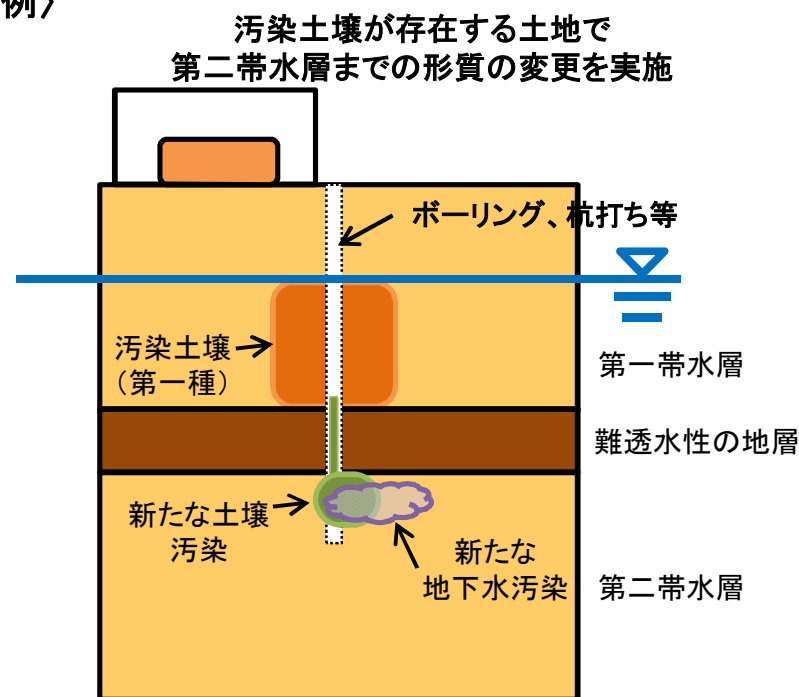
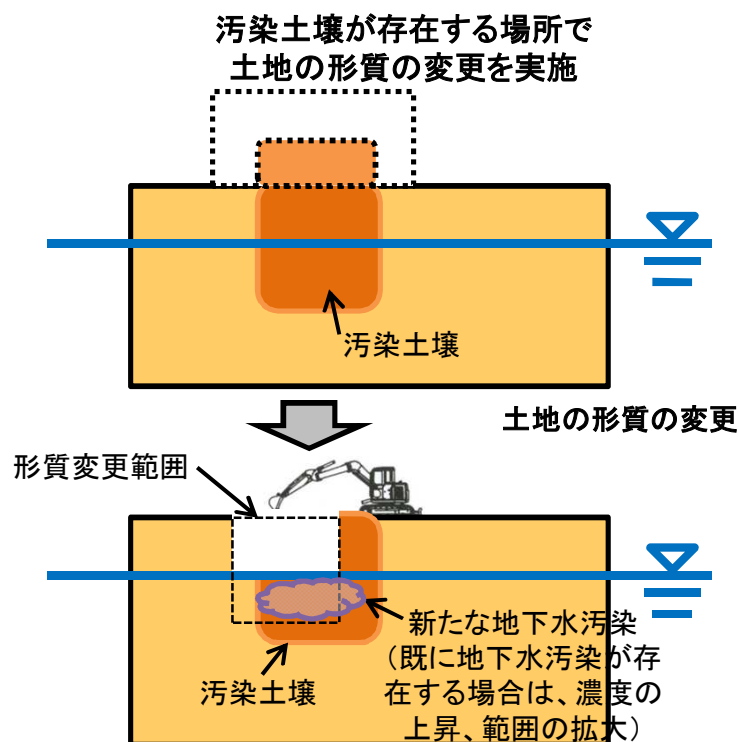
<施行状況等②>土地の形質の変更による地下水の汚染

- 汚染が存在する土地で形質変更を行う際に、当該土地の形質の変更によって汚染土壌が帯水層に接する状態となる場合や、帯水層中に汚染土壌が存在する場所で土地の形質の変更を実施する場合、当該帯水層に新たな汚染の拡散が懸念される。

このため、要措置区域等では、土地の形質の変更の施行方法を規定し、汚染の拡散を防止している。

- 平成26年の自治体アンケートでは、帯水層に触れる土地の形質の変更をした際に地下水汚染が拡散した事例が報告されている（法規制に基づき、準不透水層まで鋼矢板を設置する方法での施行であったため敷地外への拡散はなかった）。
- 操業中や一時的免除中の土地においては、土壌汚染状況調査が行われておらず、汚染の有無や帯水層の深さが不明の状態で土地の形質の変更が行われることになるため、土地の形質の変更を行うことによる汚染土壌の飛散流出や地下水汚染の発生、拡散が懸念される。

<土地の形質の変更による地下水汚染の拡散が起きた事例>



＜施行状況等③＞工場・事業場由来の地下水汚染の発生状況及び対策実施状況

- 平成22～26年度の地下水質測定結果によれば、揮発性有機化合物や重金属等の土壌汚染対策法の特定有害物質による地下水汚染は436件発見されており、このうち、汚染原因が工場・事業場であると特定又は推定された事例は約3割となっている。これらの中には、高濃度の地下水汚染(基準値の1000倍超)の事例も2件あった。
- これらの土地において実施された地下水汚染対策は、汚染土壌の処理、地下水揚水処理、原位置処理等である。

＜揮発性有機化合物や重金属等による地下水汚染の原因と対策の実施状況(平成22～26年度)＞

地下水浄化等の対策の実施状況	汚染原因が特定又は推定の事例の汚染原因				汚染原因不明	合計
	工場・事業場	廃棄物	施肥・家畜排せつ物・生活排水	その他		
実施済み・実施中	82	4	0	3	29	116
検討中	24	0	0	5	21	50
予定無し・無回答	23	0	1	4	242	270
合計	129	4	1	12	292	436

※自然的要因による汚染事例は除外。

＜地下水浄化対策等の内容＞

地下水浄化等の対策 (複数回答あり)	揮発性有機化合物	重金属等	複合汚染	合計
地下水揚水処理	42	16	5	63
バイオレメディエーション	23	0	0	23
原位置処理(上記以外)	16	2	0	18
土壌ガス吸引処理	3	1	1	5
汚染土壌の処理	25	21	4	50
その他(原因物質除去、封じ込め、バリア井戸設置など)	3	4	0	7
合計	74	35	7	116

平成26年度地下水質測定結果のデータを元に作成

＜施行状況等③＞一時的免除の対象となる範囲の整理

- 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る「工場又は事業場の敷地であった土地」については、法第3条により調査義務が発生するが、当該土地について予定されている利用方法からみて、人の健康被害が生ずるおそれがないことの確認を受けたときは、調査が一時的に免除されている。ここでいう「工場・事業場の敷地」とは、公道等の工場・事業場の設置者以外の者が管理する土地により隔てられていない一連の工場・事業場の敷地をいう。なお、配管等により接続された一体の生産プロセスとなっている場合には、隔てられた双方の土地を一の工場・事業場の敷地としている。
- 一方で、都道府県等や指定調査機関によっては、公道等の設置状況をあまり考慮せずに、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る事業場の敷地であった土地の全ての区域を調査対象としている事例が存在するという指摘がある。
- 配管等により接続された一体の生産プロセスか否かを考える場合に対象となる「配管等」の種類については明示されておらず、特定有害物質を含む液体等の配管だけでなく、水道管や空気等の配管で接続されている場合も一体の敷地と考える自治体や指定調査機関が存在しているという指摘がある。

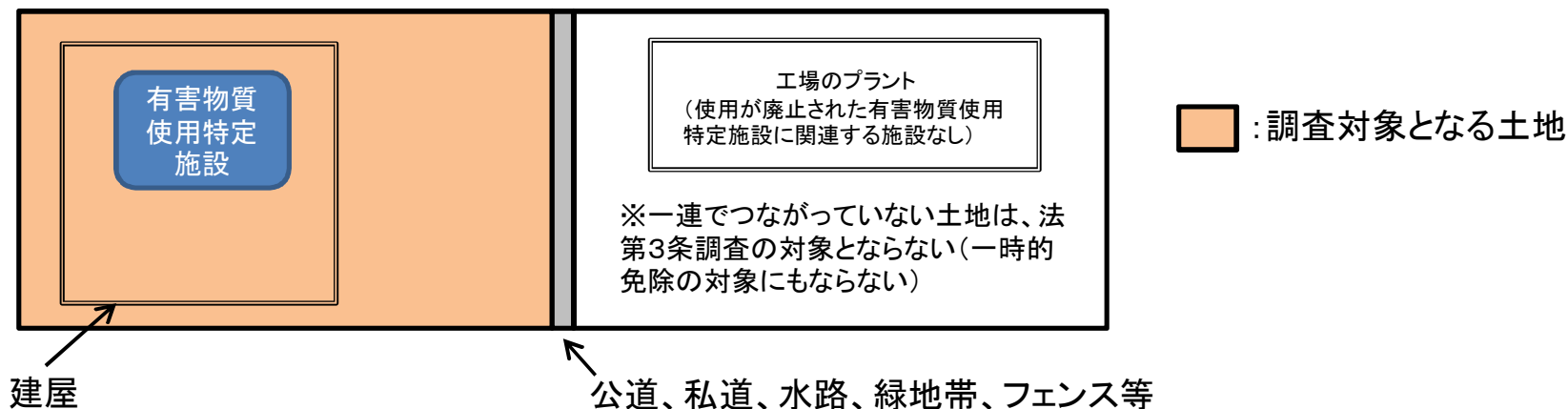
「土壤汚染対策法第3条第1項の土壤汚染状況調査について（環水土発第030514001号）」

4. 一連の工場・事業場の範囲について

公道等の工場・事業場の設置者以外の者が管理する土地により隔てられている場合以外にも、以下のような場合には同様に扱うこととしている。

（例1）工場・事業場の敷地が、その設置者自らが管理する私道、水路、緑地帯、フェンス、壁その他の工場・事業場の敷地を外形上明確に区分することができ
る施設（区分された両側の土地が、別々の工場・事業場とみなせる程度に事業の相互の関連性が小さいものに限る。）によって区分されている場合

（例2）工場・事業場の敷地が、学校や住宅等によって区分されている場合

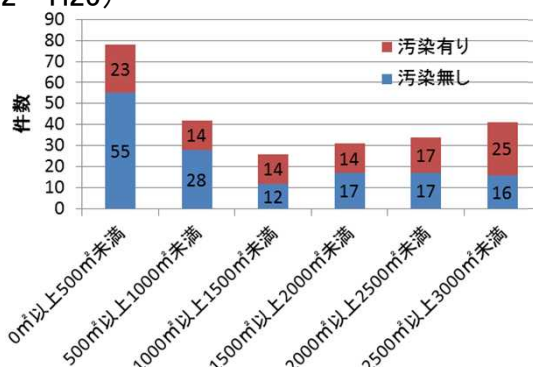
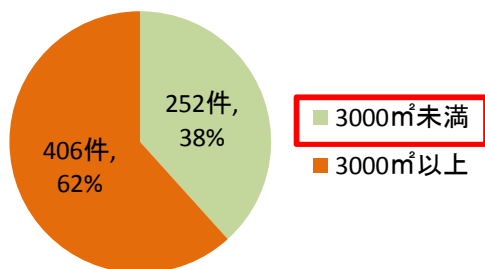


<施行状況等④>土地の形質変更の規模と汚染の範囲

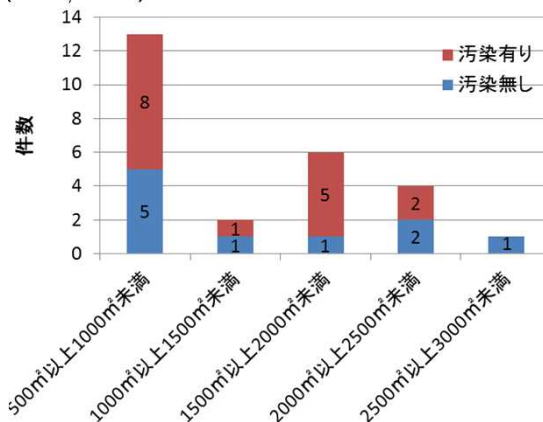
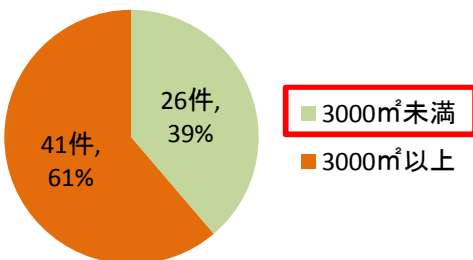
- 都道府県等の条例で届け出られた有害物質取扱事業場等における形質変更面積3,000㎡未満の事例によると、形質変更面積にかかわらず、約3割～6割で汚染が確認されている。
- 法第4条に基づく調査で基準不適合が確認された事例において、形質変更面積が大きい場合であっても確認される汚染の広さは主に約100～500㎡であり、区域指定を行うことにより、土地の形質の変更や汚染土壌の搬出を規制している。
- なお、法第3条に基づく調査では、当該土地において使用、貯蔵等されていた特定有害物質の調査を行っており、基準不適合が確認された場合、使用物質と基準不適合物質が一致していたものが約9割となっている。

<有害物質取扱事業場等における形質変更面積が3000㎡未満の土地の土壤汚染の有無>

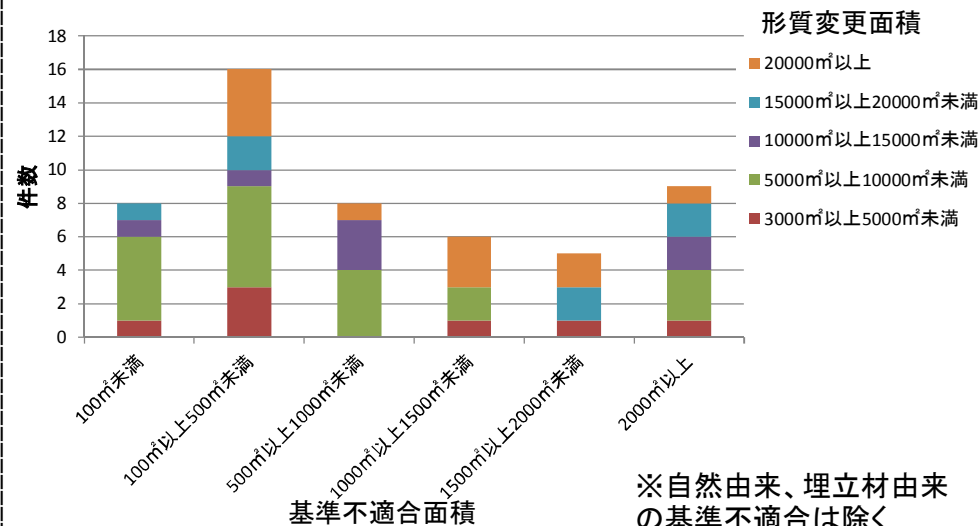
○東京都条例に基づく調査結果(H22～H25)



○名古屋市条例に基づく調査結果(H25, H26)



<法第4条に基づく調査の結果「汚染あり」とされた土地について、基準不適合面積別に見た件数(※)(平成26年度施行状況調査)>



※自然由来、埋立材由来の基準不適合は除く

<法第3条に基づく調査の結果、事業場等内で使用等していた物質と基準不適合物質が一致していた件数(平成26年度施行状況調査)>

報告件数	基準不適合件数	使用物質と基準不適合物質が一致していた件数※	割合(%)
282	128	110	86

※一致していなかった事例については、当該事業場以前の土地利用履歴において使用のおそれがあるため調査し、基準不適合が確認されたもの等がある。

<論点に対する方向性>

一時的免除中及び操業中の事業場については汚染土壌が存在する可能性が高く、汚染のある場所や深さ、帯水層の位置が不明な状態で土地の形質の変更や土壌の搬出などが行われた場合、地下水汚染の発生や汚染土壌の拡散の懸念がある。

このため、一定規模以上の土地の形質の変更や土壌の搬出を行う場合には、あらかじめ都道府県等に届出を行い、当該形質変更を行う範囲に対して、土壌汚染状況調査を行うべきである。また、調査の結果、土壌汚染が確認された範囲については、都道府県等が区域指定を行い、適正な搬出・処理を義務付けるべきである。

ただし、事業者や都道府県等の事務の負担が過大なものとならないよう、以下の措置を講ずるべきである。

① 調査の対象となる一時的免除中や操業中の事業場の敷地の明確化

調査の対象となる「工場・事業場の敷地」の捉え方を明確に示し、周知・徹底する。(既に一時的免除を受けている土地における免除の範囲の見直しについても可能とする。)

・調査の対象となる「工場・事業場の敷地」については、有害物質使用特定施設がある場所と一連の生産プロセスを構成している場所に限定し、汚染のおそれがない場所は調査の対象外とすること。

・一連の生産プロセスか否かについては、例えば公道等や配管等(特定有害物質を含む液体等が流れるもの)の位置を考慮して決めること。

② 規模要件の設定

操業中、一時的免除中の事業場の敷地のうち、通常管理行為等を除き、一定規模以上の土地の形質の変更や搬出を行う際に限定して、届出対象とすること。なお、規模要件は、形質変更時要届出区域における届出対象や都道府県等の条例で規制対象とされている面積を考慮しつつ、事業者、都道府県等の関係者の意見を聞き、検討する。

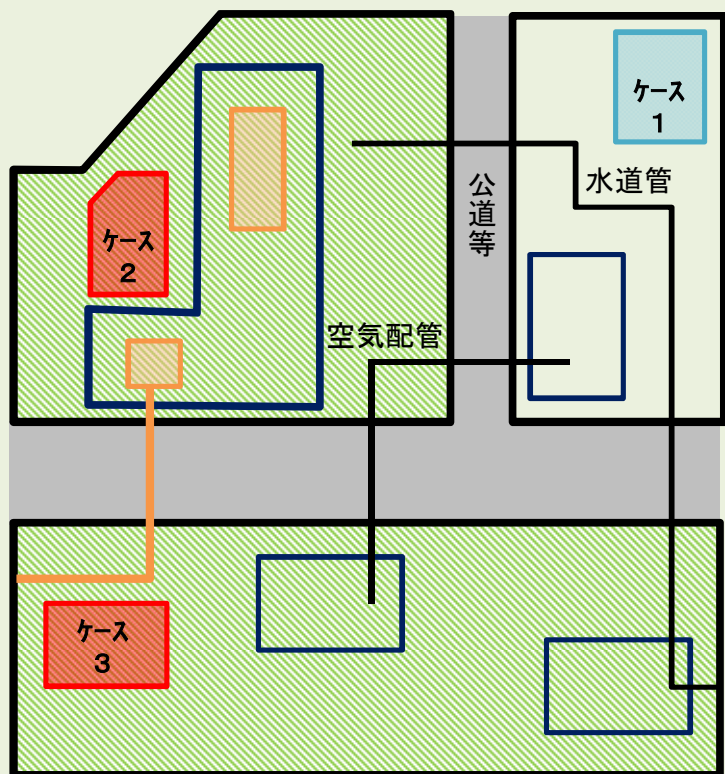
③ 報告様式の提示

土壌汚染状況調査の結果の都道府県等による確認がスムーズに行われるよう、一定の報告書の様式を示す。

<論点に対する方向性>

<一時的免除中・作業中の事業場で調査対象となる土地のイメージ>

同じ工場でも有害物質使用特定施設がある場所と一連の生産プロセスとなっている土地における形質変更を届出の対象とし、当該土地以外での形質変更は届出の対象としない。



<土地の形質の変更を行う範囲と調査対象の判断の例>

ケース1:  に示す範囲での形質変更 ⇒ 調査対象とならない

ケース2:  に示す範囲での形質変更 ⇒  の範囲について調査を実施

ケース3:  に示す範囲での形質変更 ⇒  の範囲について調査を実施

※地歴調査は、土地の形質の変更を行おうとする土地(調査対象地)及びその周辺の土地を対象とする。周辺の土地とは、当該調査対象地における 土壤汚染のおそれを把握する上で参考となる情報に係る土地をいう。

なお、試料採取・分析については土地の形質の変更を行う範囲で行うこととする。

 :有害物質使用特定施設がある事業場の敷地

 :工場等の建屋

 :有害物質使用特定施設( は有害物質を含む液体等が通る配管)

 :施設廃止をした場合に対象となる調査範囲(一時的免除中の範囲)

2. 臨海部の工業専用地域の特例

<論点>

- 臨海部の工業専用地域において、特例措置を設けるべきか。

<指摘事項>

- 都市計画法で規定される工業専用地域では、工場が立地していることから土壤汚染の可能性はあるものの、一般の居住者による地下水の飲用及び土壤の直接摂取による健康リスクが低いと考えられ、産業活性化及び土地の有効活用のためにも、工業専用地域の土地の形質変更については、人の健康へのリスクに応じた規制とすべきとの指摘がある。
- 地下水のモニタリングや汚染土壤の拡散防止などの自主管理又は協定を条件に、土壤の搬出を伴わなければ、調査、土地の形質の変更及び土壤の区域内移動に係る届出の対象外にしてほしいとの指摘がある。その際には、自主管理内容等について、自治体が定期的な確認や担保をすべきとの指摘がある。
- 他方、形質が変更されることによって汚染土壤が他の場所へ動くことを抑えたいというのが法の趣旨であるので、都度の届出が煩雑だからと言っても省略できることにはならず、汚染が拡大するおそれがあるならば届出は必要との指摘がある。
- 臨海部の工業専用地域において土壤の移動が自由に行えるようになると、土地所有者にとっては調査時に土地の由来を改めて調べる必要が発生したり、汚染土壤が広がったりするため、マイナスになる場合もありうるとの指摘がある。
- 臨海部の工業専用地域における特例措置の設定をする場合は、下位帯水層や区域の外に汚染を拡大することがないように配慮すべきとの指摘がある。

(第4回制度小委員会 資料2 ページ27)

これまでの審議状況(第4回・第5回小委員会)

- 臨海部の工業専用地域における新区域に関する方向性に対し、以下の意見が挙げられた。
 - ・ 新区域の対象とする要件として第二溶出量基準適合を義務づけると、試料採取が必要となり簡易な調査の域を超えてしまう。
 - ・ 汚染のおそれの少ない土地、有害物質使用施設や配管部分、それ以外の土地について、それぞれ新区域の対象となるのか。
 - ・ コンビナート地区の大部分は昭和52年以前の埋立地であるが、当該土地は、新区域の対象となるのか。
 - ・ 特例措置についてはある程度広い範囲が対象となるような仕組みにすべき。
 - ・ 新区域の運用としての地下水モニタリングについては、土地の形質の変更の施行方法の基準が遵守されていれば必須である必要はないのではないか。
 - ・ 新区域における土地の形質の変更の事後届出の対象は、通常の管理行為を除くもの全てに適用されるという形質変更時要届出区域における届出の基準(10㎡以上)と同等とする必要はあるのか。都道府県等と協議してもよいのではないか。
 - ・ 新区域において事業者や土地所有者が変わった場合の承継の規定は必要ではないか。

臨海部の工業専用地域において、一定の条件が確認された土地については、新たな区域として指定し、汚染土壌の区域外への搬出は規制しつつ、区域内での土地の形質の変更及び土壌の移動やモニタリングの自主管理方法を都道府県等と合意して実施するかわりに、土地の形質の変更については事後届出にする方向で審議が行われた。一方、新区域の対象とする要件や、新区域における手続きについて、引き続き検討を行うこととなった。

2. ① 新区域の指定の要件と確認方法

- ・ 新区域の対象は、臨海部の工業専用地域にあって、人への特定有害物質の摂取経路がない土地であり、専ら埋立材由来又は自然由来による所与の汚染が広がっており、かつ特定有害物質による人為由来の汚染のおそれが少ない又はおそれがない土地とする。
- ・ 人為由来汚染の位置が特定されている土地は新区域に含めない。また、新区域として指定後に人為由来汚染が特定された場合については当該箇所を新区域から除外する。

指定の要件	事前調査
臨海部※ ¹ の工業専用地域であること	・当該対象地が臨海部に存在し、都市計画法に基づく用途地域が工業専用地域に区分されていることを確認する。
人への特定有害物質の摂取経路がないこと	・公園や保育所等、不特定多数の人物が立ち入れる施設でないことを確認する。 ・汚染の到達範囲(流向が一定で明らかである場合はその下流側)に飲用井戸が存在しないことを確認する。
専ら埋立材由来又は自然由来による所与の汚染が広がっていること	・地歴調査により確認。
人為由来土壌汚染の「おそれがない」又は「おそれが少ない」と考えられる土地であること※ ²	・地歴調査により当該土地に、過去から現在まで直接に特定有害物質の使用又は貯蔵を行っていた施設(水濁法改正後に設置され、改正水濁法に対応した地下浸透防止措置が確実に実施されていることが確認された施設は除く)が存在しないことを確認する。

※¹:「臨海部」とは「埋立地管理区域又は埋立地特例区域になり得る地理的範囲、具体的には「公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地」とする。以下同じ。

※²: 人為由来汚染については、自然由来や埋立材由来と異なり、汚染が局在しており、土地の形質の変更や土壌の運搬に伴い、新たな汚染が生じるおそれがあることから、人為由来土壌汚染のある又はおそれが多い土地については事前の届出・確認が必要であり、新区域の対象とすべきでない。

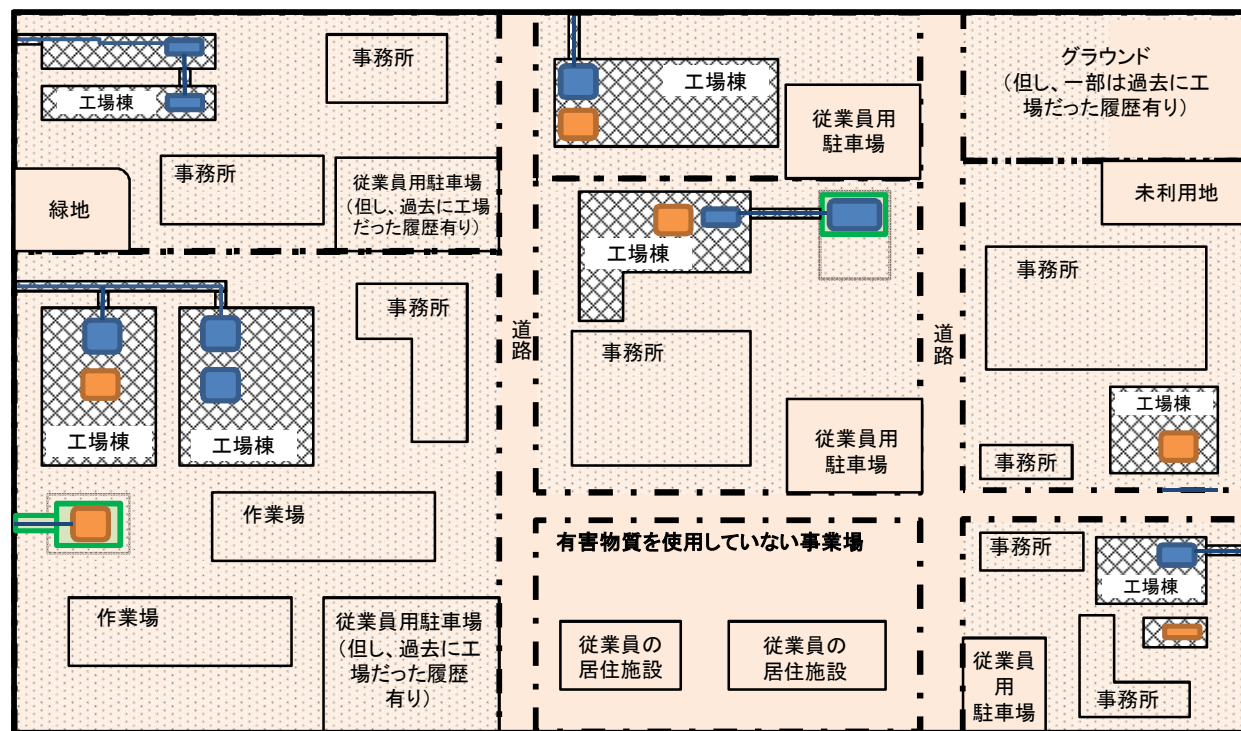
＜対象地が既存の区域に指定されている場合の取扱い＞

- 既存の区域のうち、埋立地特例区域、自然由来特例区域及び一定の条件を満たす埋立地管理区域については、指定の要件を満たしているものとし、新区域への申請を可能とする。

〈臨海部の工業専用地域で指定されている可能性がある区域〉

区域の種類		区域の要件	新区域への指定
要措置区域 (摂取経路有)		【汚染の由来】全ての由来 【汚染状態】第二溶出量基準不適合の区画が存在する場合あり	不可
形質変更時 要届出区域 (摂取経路無)	埋立地管理区域	【汚染の由来】人為由来、埋立材由来、自然由来 【汚染状態】第二溶出量基準不適合の区画が存在する場合あり	人為由来の汚染がなく、第二種特定有害物質（シアンを除く）が第二溶出量基準適合であることが調査により確認された場合のみ可
	埋立地特例区域	【汚染の由来】埋立材由来 【汚染状態】所与の汚染が広がっている。第二溶出量基準不適合の区画は存在しない。	可
	自然由来特例区域	【汚染の由来】自然由来 【汚染状態】所与の汚染が広がっている。第二溶出量基準不適合の区画は存在しない。	可

＜新区域の対象となりうる土地の詳細イメージ図＞



凡例)

- : 人為由来の汚染のおそれがない土地
(新区域に指定可能)
- : 人為由来の汚染のおそれが少ない土地
(新区域に指定可能)
- : 人為由来の汚染のおそれが比較的多い土地(新区域に指定不可)
- - - : 事業場敷地境界
- : 有害物質使用特定施設
(— は配管)
- : 有害物質貯蔵指定施設
- : 水濁法改正後に設置され、改正水濁法に対応した地下浸透防止措置が確実に実施されていることが確認された場所

注意)

実際には、新区域全体もしくは各事業場において10m格子を設定し、その区画ごとに区域指定がされることとなる。

※土地全体について以下の要件を満たす。

- ・ 臨海部の工業専用地域にあって、人への特定有害物質の摂取経路がない。
- ・ 専ら埋立材由来又は自然由来による所与の汚染が広がっている。

2. ② 新区域にかかる規制と自主管理のイメージ

- 新区域については、土地の形質の変更及び土壌の移動に関する記録や新区域内の土地に応じた土地の形質の変更の施行方法の適用計画などの自主管理の方法をあらかじめ都道府県等と合意して実施する代わりに、都度の届出（法第4条、12条）を不要とし、年1回程度の頻度でまとめて事後的に届出を行う。一方で、汚染土壌の新区域外への搬出の規制、土地の形質の変更の施行方法の基準の遵守を求めるべき。

＜新区域にかかる規制＞

項目	想定される規制内容
新区域外への搬出時の調査	土壌を新区域外へ搬出する場合には、認定調査相当の調査を行い、結果に応じた搬出規制を行う。
土地の形質の変更の事後届出	新区域内での土地の形質の変更（10㎡未満の形質の変更等の通常管理行為等を除く。）及び土壌の移動について、年一回程度まとめて事後的に届出を行うこと。
施行方法（帯水層に接する場合）	人為由来の汚染のおそれが少ないと考えられる土地については、飛散流出防止措置に加え、地下水質を監視又は地下水位を管理する方法とすること。
	自然由来特例区域や埋立地特例区域、埋立地管理区域から新区域へ指定替えされた土地や、人為由来の汚染のおそれがないと考えられる土地については、飛散流出防止措置を講ずる方法とすること。

＜新区域において作成する自主管理計画＞

自主管理項目	想定される自主管理内容（最低限必要と考えられるもの）
土地の形質の変更の記録	新区域内での土地の形質の変更及び土壌の移動に関する記録内容等
施行方法	土地の形質の変更時における、新区域内の土地に応じた施行方法の適用の考え方
運搬方法	新区域内で土壌の運搬を行う際の方法（飛散流出防止等）
地下水モニタリング	新区域内で実施・報告する場合は、その地下水のモニタリング方法
その他	人為由来の基準不適合の存在が判明した場合は、速やかに都道府県等にその旨を届け出ること 届出を踏まえ、都道府県等が埋立地管理区域に指定
	施行時のモニタリングにおける異常値検出や事故時など汚染が周囲に拡散するおそれがある時の対応については、都道府県等との事前の取り決めに従い、関係者に速やかに連絡を行い、拡散防止を図るなど必要な対応を実施すること

※ その他、都道府県等との合意により、地域特性等に応じて自主的に必要な事項を定め、適宜都道府県等に報告することができるものとする。

※ 自主管理内容に変更が生じた場合、速やかに都道府県等に報告するものとする。

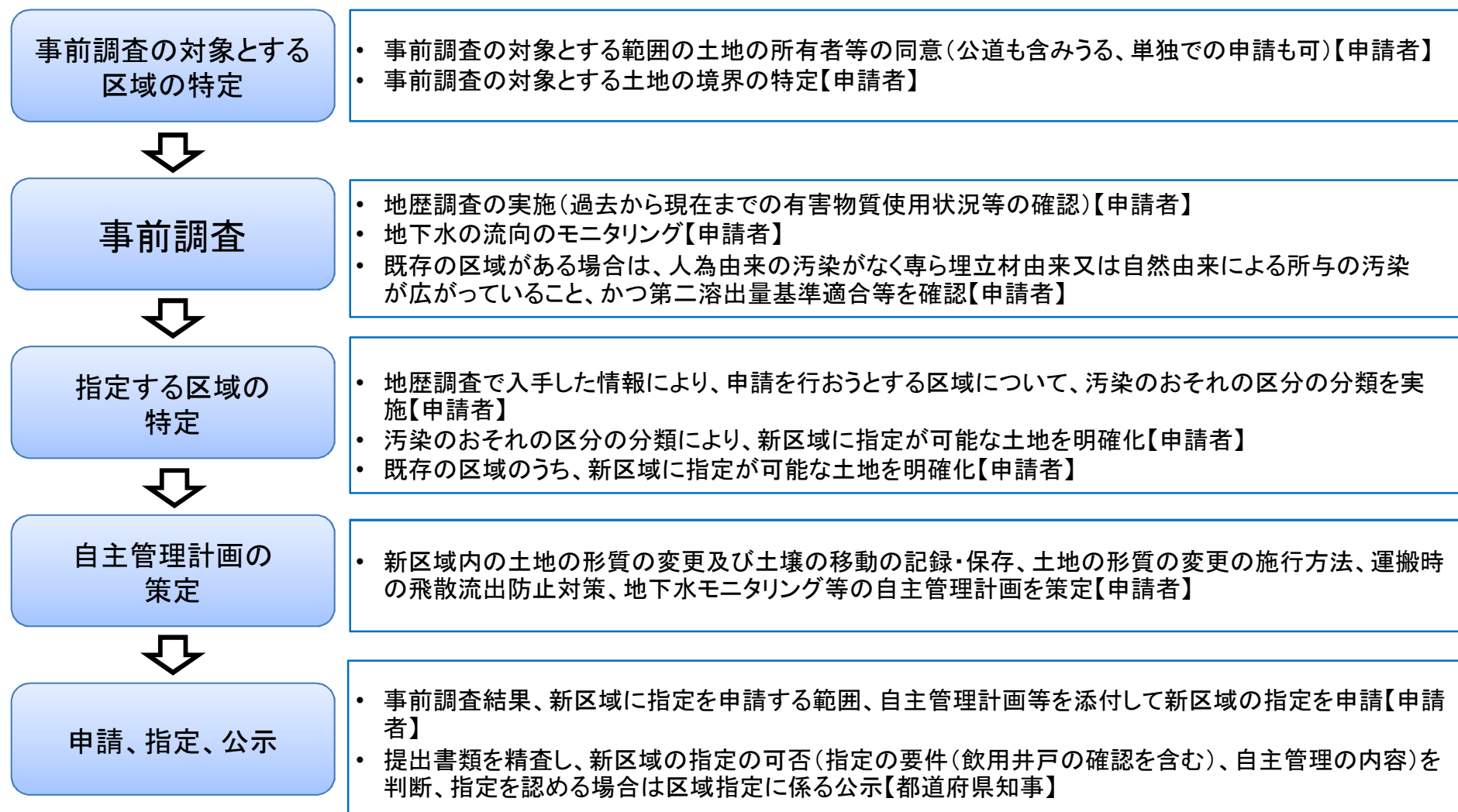
2. ③ 新区域において必要となる手続き等

- 新区域において、有害物質使用特定施設が新設される場合、改正水濁法に対応した地下浸透防止措置を備えたものとなることから、施設設置場所も含め、区域指定に変更は無く引き続き新区域として指定される。なお、新区域内に存在する既存施設又は新設された施設の廃止時には、法第3条に基づき、地下浸透防止措置が実施されている範囲を含め、調査義務が生じる。
- 土地所有者等が新区域からの解除を希望する場合は、自主管理期間中の土地の形質の変更や土壌の移動状況等も勘案して調査を行った上で、結果に応じて区域指定し直すとともに、土地所有者等が変更となった場合は、新区域にとどまるか、新区域の指定を解除・調査結果に応じた他区域への変更とするかを新しい土地所有者等が選択できることとする。
- 都道府県等は、新区域内の土地所有者に対し、報告徴収・立入検査を行う事ができることとする。
- 専ら埋立材由来(昭和52年3月15日以前の埋立地も含む)又は自然由来による汚染のみ存在している新区域内の土地については、自然由来・埋立材由来基準不適合土壌の有効活用の対象とする。

<新区域において必要となる手続き等>

項目	必要な手続き等
有害物質使用特定施設 新設時	・手続き不要 (新設される有害物質使用特定施設は改正水濁法に対応した地下浸透防止措置を備えたものとなっているため、引き続き新区域として指定される)
有害物質使用特定施設 廃止時	・法第3条調査に基づき調査実施(地下浸透防止措置が実施されている範囲を含む) ※地歴調査の結果として ➢ 汚染のおそれが比較的多い土地: 試料採取等を行い土壌汚染が確認された場合、埋立地管理区域に指定 ➢ 汚染のおそれが少ない又はおそれがない土地: 引き続き新区域として指定(地下浸透防止措置が確実に実施されていることが確認された場合を含む)
土地所有者等が新区域の 指定解除を希望する場合	自主管理期間中の土地の形質の変更や土壌の移動等の状況も勘案して調査を実施し、結果に応じて区域指定。なお、試料採取調査を省略して区域指定することも可能。また、試料採取等を含めた調査を行った結果、土壌汚染がない場合は、新区域の解除後、区域指定なし。
土地所有者等が変更と なった場合	自主管理を継続して新区域に自主管理を継続して新区域にとどまるか、新区域の指定を解除して、調査結果に応じた他区域への変更をするかを 新しい土地所有者等が選択
その他	・都道府県等は、新区域内の土地所有者に対し、報告徴収・立入検査を行う事が可能 ・専ら埋立材由来(昭和52年3月15日以前の埋立地も含む)又は自然由来による汚染のみの存在している土地について、自然由来・埋立材由来基準不適合土壌の有効活用を受ける場合、都道府県等に事前確認が必要

<(参考1)新区域の区域指定までの流れ>



＜(参考2)新区域指定後の手続き等＞

区域指定後の管理

【事業者】

- ・ 新区域内土地の形質の変更(10㎡未満の形質の変更等の通常管理行為等を除く。)を適切に管理・記録し年1回程度の頻度でまとめて届出
- ・ 地下水モニタリング結果の届出(都道府県等との協議で必要とされれば実施)
- ・ 自主管理計画の見直し・届出
- ・ 特定有害物質使用特定施設廃止時の法第3条に基づく土壌汚染状況調査、人為汚染判明時の対応
- ・ 区域外搬出する場合は認定調査相当の調査を実施
- ・ 新区域内における埋立材由来等基準不適合土壌の有効活用を行う時は、事前に都道府県等の確認を受けること

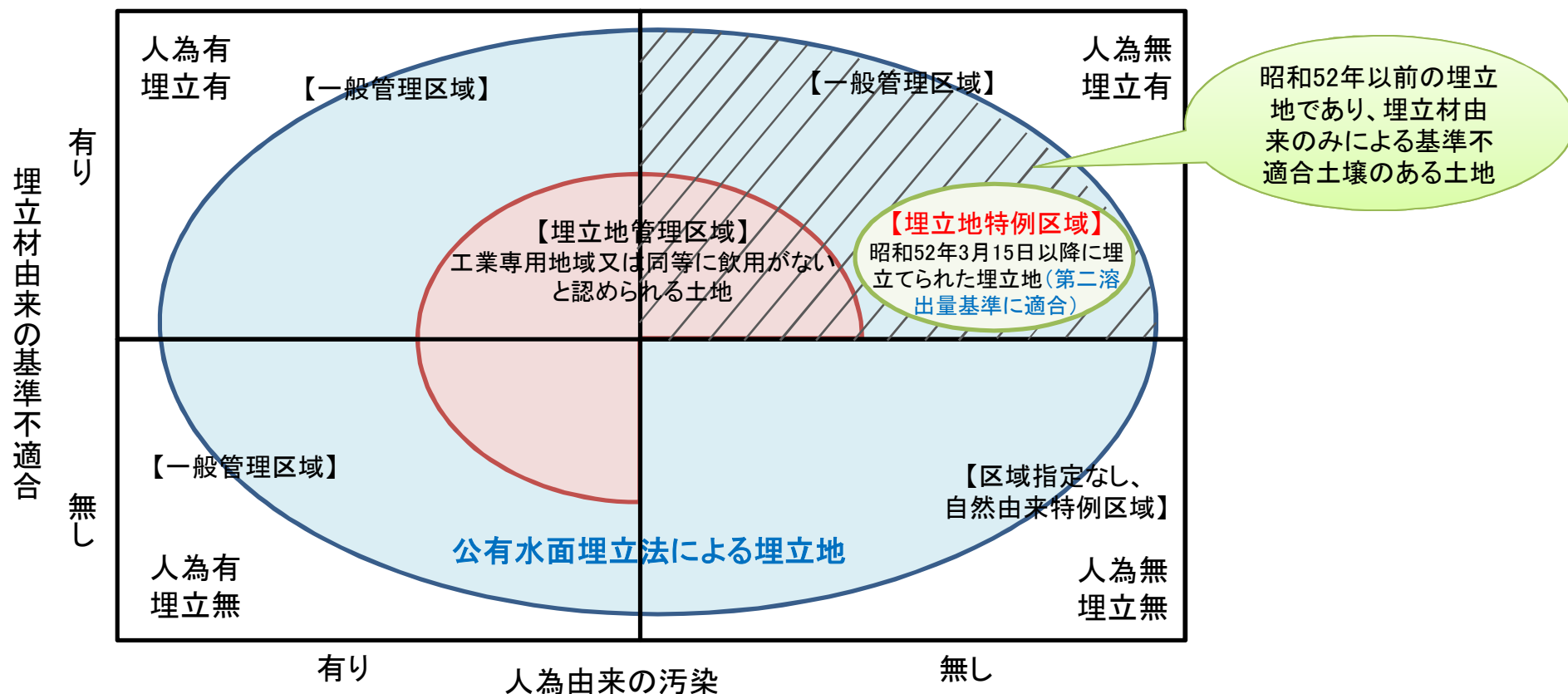
【都道府県等】

- ・ 事業者が自主管理として実施した内容の確認(通常管理行為等を除く)、台帳への記載
- ・ 報告徴収・立入検査

3. 有効活用等を可能とする基準不適合土壤の要件について

＜これまでの審議を踏まえた論点＞

- 自然由来特例区域及び埋立地特例区域の基準不適合土壤は有効活用等が可能との方向性だが、昭和52年以前の埋立地であっても埋立材由来のみによる基準不適合土壤がある土地が存在し、調査により確認できれば埋立地特例区域の土壤と同じ取扱いとすべきではないか。



＜昭和52年以降の要件の背景について＞

廃掃法に基づく「一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」(昭和52年3月15日施行)により、一定規模以上の最終処分場が廃棄物処理施設として新たに届出の対象となり、廃棄物が埋め立てられている土地と埋め立てられていない土地が区別されるようになった。このことから、廃棄物が埋め立てられていない昭和52年3月15日以降に造成が開始された公有水面埋立地は、第二溶出量基準を超えるような高濃度の土壤汚染と想定されない濃度レベルと考えられるため、埋立地特例区域に指定することとしている。

＜施行状況等①＞埋立地特例区域の指定の状況

- 現在、埋立地特例区域に指定されている区域は全国で10区域であり（埋立地管理区域と埋立地特例区域の両方に指定されている区域も含む）形質変更時要届出区域の約3%の面積を占める。

＜区域の指定状況＞

届出件数及び指定件数	区域数	面積	割合（面積）
要措置区域区域	160	388,690m ²	2%
形質変更時要届出区域	1482	15,274,332m ²	98%
一般管理区域	1270	7,361,729m ²	48%
自然由来特例区域	97	3,494,059m ²	23%
一部自然由来特例区域	16	540,839m ²	4%
埋立地特例区域	9	398,554m ²	3%
埋立地管理区域	89	3,449,722m ²	23%
埋立地管理区域・埋立地特例区域	1	29,430m ² (うち、特例区域は7,632m ²)	0%

備考)平成28年8月1日現在

※埋立地特例区域がある自治体

岩手県(2区域、埋立地特例・管理区域1区域)、千葉県(1区域)、大阪府(1区域)、大阪市(2区域)、福岡市(1区域)、長崎市(2区域)

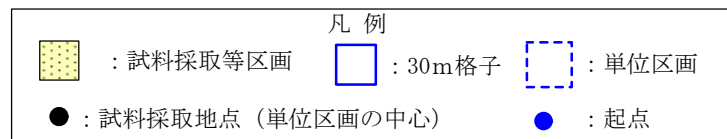
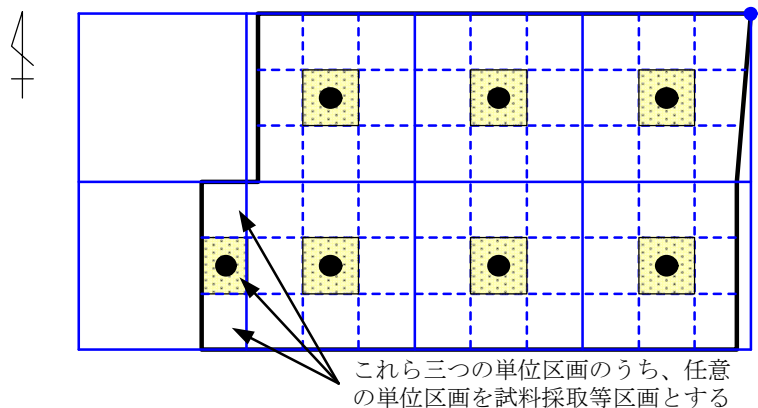
＜施行状況等②＞埋立地における調査の特例

- 埋立材由来による汚染があるか否かについては、地歴調査により人為汚染のおそれがないことを確認したうえで、試料採取・測定することにより確認することとしている。調査対象地が公有水面埋立法による埋立地であり、かつ汚染状態が専ら埋立材由来のおそれがあると認められる時は、埋立地の特例の調査を行うこととされている。

＜埋立地の調査の特例の概要＞

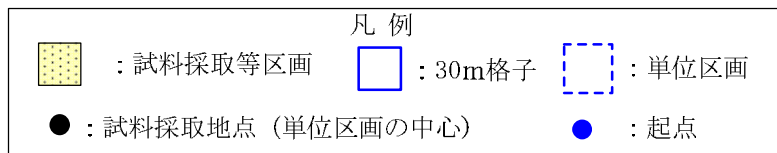
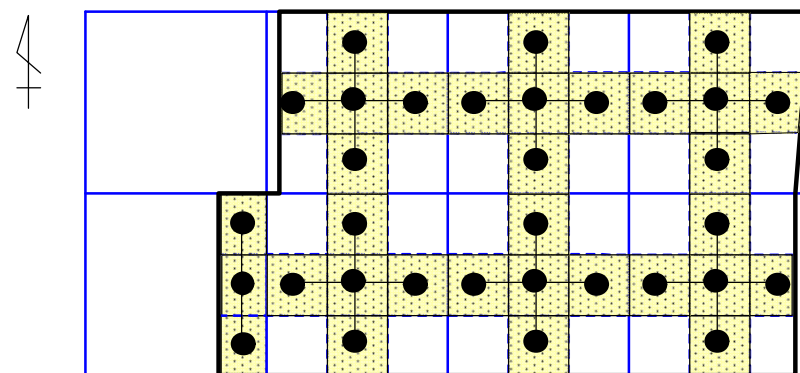
埋立材由来の汚染が存在する場合、汚染のおそれの生じた位置が特定できず、また汚染が規則性なく存在すると考えられることから、30m格子で深さ10mもしくは帯水層の底面まで、1mごとの試料採取等を行うこととしている。

第1種特定有害物質



- ①調査対象地内の30m格子の中心を含む単位区画を試料採取等区画とする (原則)
- ②ただし、30m格子の中心が調査対象地の区域内にない場合は、30m格子内のいずれか一つの単位区画を試料採取等区画とする
- ③試料採取等区画の中心を試料採取地点とする

第2種・第3種特定有害物質



- ①調査対象地内の30m格子内の単位区画のうち、任意の5区画を試料採取等区画とする
- ②ただし、30m格子内の単位区画数が5以下の場合は、すべての単位区画を試料採取等区画とする
- ③試料採取等区画の中心を試料採取地点とする

＜論点に対する方向性＞

- 昭和52年3月15日以前に公有水面埋立法により埋め立てられた埋立地であっても、土壤汚染状況調査（埋立地特例調査）において、①汚染原因が専ら埋立材由来であること、②第二種特定有害物質（シアン化合物を除く）については第二溶出量基準適合であること、第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物については溶出量基準適合であること、③廃棄物が埋め立てられている場所でないことが確認された場合、埋立地特例区域に指定し、当該区域内の基準不適合土壤について活用できるようにすべきである。
 - ・ 併せて、現在、埋立地管理区域または一般管理区域について、土壤汚染状況調査の結果、上記条件を満たす場合は、埋立地特例区域に変更することを認めるべきである。

4. 深掘り跡の埋戻し等について

<論点>

- 自然由来及び埋立材由来による基準不適合土壌について、有効活用等ができるような仕組みを設けるべきではないか。

<指摘事項>

- 海域への投入（深掘り跡の埋戻し等）を資源の有効利用の観点から土壌処理の方法として認めるべきとの指摘がある。

（第5回土壌制度小委員会 資料2 ページ36）

これまでの審議状況（第5回土壌制度小委員会）

- 自然由来等基準不適合土壌の深掘り跡の埋戻し等への利用に関する方向性に対し、以下の意見が挙げられた。
 - ・ 埋立材由来の基準不適合土壌ではあるが、資源を有効に活用するという観点から、水底土砂の判定基準を満たすものについては埋戻し等有効利用できるよう考えてもらいたい。
 - ・ 土壌汚染対策法ではケアができなくなるので、関連する規制・現状を踏まえ、いくつかの観点から慎重に議論すべき。
 - ・ 深掘り跡のことは大きな問題であるため、どこで議論するか、ある時点で決めておいてもらう方が良い。
 - ・ 陸上のものを海に入れるということは、水底土砂のように海の中にあるものを海の中に入れるという話と違うという問題がある。
 - ・ 海洋汚染等防止法との関係で廃棄物の海洋投入処分にあたるかについては、埋戻しが海洋投入処分にあたるかという点や、海洋汚染等防止法の廃棄物と廃棄物処理法の廃棄物が若干異なるという点等、考えるべき点が多い。

<論点に対する方向性>

- 深掘り跡の埋戻し等の、残土を含む廃棄物等の海域における有効利用のこれまでの実施状況や具体的な事業内容、海洋環境への影響及び海洋環境の保全上の効果等の科学的知見について、情報収集や課題の整理が必要。